

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年4月10日
【発行者の名称】	ディープラス株式会社 (D-Plus Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻谷大作
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区栄5-13-21パネ協名古屋センタービル4階
【電話番号】	052-265-7108
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 井手麻衣子
【担当J-Adviserの名称】	名南M&A株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 篠田康人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋34階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.meinan-ma.com/ir/
【電話番号】	052-589-2795
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年5月13日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ディープラス株式会社 https://www.d-plus.info/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J—A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ—A d v i s e rを選任する必要があります。J—A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期	第12期	第13期
決算年月		2024年6月	2024年11月	2025年11月
売上高	(千円)	6,782,462	3,915,621	9,258,615
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	29,516	△26,150	150,573
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	17,272	△27,615	92,016
資本金	(千円)	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	(株)	200	200	200
純資産額	(千円)	28,318	702	92,719
総資産額	(千円)	2,628,554	2,654,448	3,245,836
1株当たり純資産額	(円)	28.32	0.70	92.72
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失(△)	(円)	17.27	△27.62	92.02
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	1.1	0.0	2.9
自己資本利益率	(%)	0.9	△1.9	197.0
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	237,734	59,193
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	△25,610	△276,993
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	△98,868	415,866
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	-	197,569	395,635
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	117 (33)	133 (39)	163 (33)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第11期および第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 第11期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。
9. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第13期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）の財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第11期及び第12期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 2026年2月5日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行いました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
11. 第12期は、決算期変更により2024年7月1日から2024年11月30日までの5ヶ月間となっております。

2 【沿革】

年月	概要
2011年4月	当社代表取締役社長である荻谷大作が自動車整備及び中古車販売を目的として個人事業にてトータルサポートビック（愛知県碧南市）を開始
2012年1月	トータルサポートビックを愛知県岡崎市へ移転
2013年7月	株式会社ビックに法人化
2015年9月	ディープラス岡崎248店を新規オープン（屋号としてディープラスを使用）
2016年6月	「フラット7」（運営会社：株式会社オートコミュニケーションズ）に加盟し、新車リース販売業を開始
2017年9月	ディープラス岡崎インター店を新規オープン
2018年3月	ディープラス豊橋店を新規オープン
2019年3月	ディープラス豊田店を新規オープン（岡崎インター店を移転）
2019年12月	ディープラス名古屋みなと店を新規オープン
2020年4月	ディープラス一宮店を新規オープン
2020年9月	信販会社との提携を通じたオートリース取扱権限の取得により、新車リース業の基盤を構築 ディープラス小牧店を新規オープン
2020年12月	ディープラス刈谷店を新規オープン
2020年12月	ディープラス名古屋天白店を新規オープン
2021年4月	株式会社ビックからディープラス株式会社へ商号変更 ディープラス岐阜店を新規オープン
2022年1月	ディープラス半田店を新規オープン
2022年3月	ディープラス四日市店を新規オープン
2022年3月	ディープラス瀬戸店を新規オープン
2022年4月	ディープラス浜松店を新規オープン
2022年11月	ディープラス名古屋インター店を新規オープン
2023年2月	ディープラス鉾金知立店を新規オープン
2023年2月	本社を愛知県岡崎市から愛知県名古屋市へ移転
2023年12月	ディープラス豊田店をクローズ（岡崎248店へ統合）
2024年8月	ディープラス×SUV名古屋インター店をリニューアル新規オープン
2025年4月	ディープラス春日井店を新規オープン
2025年12月	ディープラス豊田店を新規オープン
2026年2月	ディープラス岸和田店を新規オープン

3【事業の内容】

当社は、個人向けの新車カーリース業（サブスク）を主な事業として取り組んでおります。「サービスを通じて社員とお客様の幸せに挑戦する」を経営理念として、幅広い年代のお客様に当社をご利用頂けるように、店舗型の運営をしており、現在、東海地区、関西地区に16店舗を構えております。

また、当社は、車両代だけでなく、車検代、自動車税、自賠責保険料、オイル交換代などの「維持費」をすべて毎月の定額料金に含めた分かりやすい料金体系（「定額モデル」）にて、自動車を「所有」する時代から「利用」する時代への価値観の変化に対応した販売方法が特徴であります。

事業の内容としては、各自動車ディーラーより主に新車の軽自動車を仕入れ、あるいはオークション市場から未使用車を仕入により調達し、店舗に来店頂いた顧客にリース提供、保険加入、車検等のアフターメンテナンス、事故発生時等の钣金サービス、契約満了後の再流通までをワンストップで提供しております。

当社の顧客は主には一般消費者ですが、初めて車を持つ層、利用頂いている顧客の家族需要に加え、最近では乗換え需要も増加しております。

販売方法については、提携信販会社・リース会社による与信審査と融資を介した三者間スキームにあり、顧客にとっては、「好きな車を、毎月定額で、メンテナンス付きで安心して乗れる」ことができる一方、当社は、車両引渡時に提携先から代金相当額を「一括払い」で受領することで、リスクを軽減でき、かつ効率の良い販売を実現しております。

カーリースに付随するサービスでは、自社内に車検・整備、钣金修理、レンタカー等の機能を網羅的に保有し、契約期間中の車両コンディションを維持することで、顧客の利便性向上とともに、リース満了時における車両の残価（再販価値）を最大化させる体制を構築しております。

また、満了後の車両や下取車については、オークション販売等を通じて再流通させることで、顧客の車両の購入から売却までを自社のサービスで完結させることにより、当社の取引全体の収益性向上を実現しております。

事業内容、当該事業にかかる位置付け及び事業系統図は以下のとおりであります。

これら付随する整備や保険取扱い等の各業務は、独立した収益源ではなく、カーリース契約の成約維持および顧客生涯価値（LTV）を最大化することを目的とした一体的サービスとして位置づけており、また、カーリース事業がほとんどを占めていることから、カーリース事業の単一セグメントとしております。

（1）カーリース

当該事業においては、税金、車検、メンテナンス、保険等の費用を月額定額にて包括し、主に個人顧客向けに新車リースサービスを提供しております。契約は月額5,000円から設定可能であり、手頃な価格設定を特徴としております。

（2）オークション販売（買取）

店舗にて買い取りを行った中古車を、自社運営または提携するオークションルート等を通じて販売しております。査定力及び在庫管理体制を強みとし、安定的な流通を実現しております。

また、オートオークションで厳選して仕入れた車両を、カーリースのお客様へ販売する中古車売買事業を展開しております。在庫回転率を重視し、仕入れから1ヶ月以内に成約に至らない車両は再度オークションへ流すことで、常に鮮度の高い在庫状況を維持しています。

（3）車検

車両の法定点検及び整備業務を行っております。明確な料金体系と最短45分で完了するスピード車検を提供することで、顧客利便性の向上に努めております。

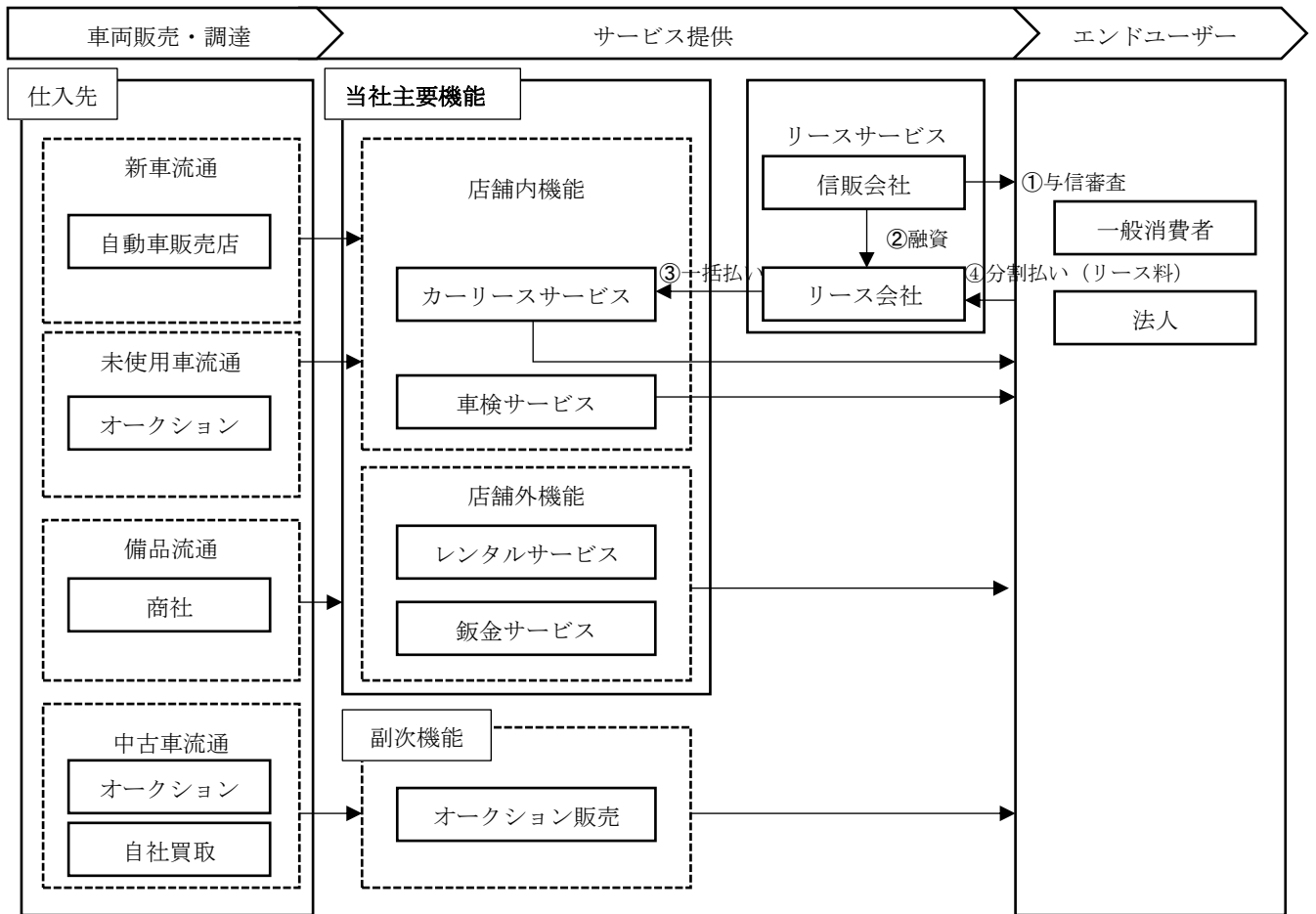
（4）钣金

車両の外装に関するキズ・へこみ等の修理業務を行っております。主にカーリース契約車両の修理対応を中心としつつ、一般顧客からの修理依頼にも対応しております。技術力と迅速な対応力を活かして、幅広い修理需要に対応しております。

（5）その他

上記以外では、自動車保険の販売や新車・カーリースの販売に付随する手数料収入等を計上しております。これらは主要事業との連携を通じた付加価値提供の一環として位置付けております。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
163（36）	33.6	2.0	4,816

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はカーリース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は組織されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社は2024年11月期より、決算期を6月30日から11月30日に変更しました。これに伴い、前事業年度は2024年7月1日から2024年11月30日までの5ヶ月決算となっておりますので、前事業年度との比較分析は行っていません。

なお、当社はカーリース事業の単一セグメントであるため、事業部門別にて記載しております。

当事業年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調が続いた一方で、米国の通商政策の影響や、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

【当社のビジネスモデルについて】

当社の事業は、個人向けカーリースを核とした「車両のライフサイクル」を全方位でサポートするストック型ビジネスです。新規のリース成約（リース車両販売）を起点とし、その後の維持管理（整備钣金）を自社で引き受けることで顧客接点を維持します。数年後に訪れる「リース満了」や「早期乗り換え」のタイミングでは、お客様が使用していた車両を当社が適正価格で買い取り（オークション車両販売）、それを新たなリース車両や中古車販売の優良在庫として再投入する好循環を実現しています。この循環型モデルにより、外部からの仕入れコストを抑制しつつ、高い収益性を確保しております。

このような状況の中、当社におけるカーリース部門の売上高は8,414,288千円となりました。リース車両販売においては、戦略的に進めてきたSUV専門店の出店により、市場で極めて需要の高いSUVやハイブリッド車（HV）を効率的に取り込む体制が整い、販売基盤が安定いたしました。登録車販売でSUVが首位を獲得するなどSUVカテゴリーの強い需要が示されており、当社もこのトレンドを的確に捉えた格好です。また、認証不正問題に伴う出荷停止の解消による納車の進展も追い風となり、高付加価値車両の提案に注力した結果、販売における1台当たり利益は30%増と大幅な伸長を記録いたしました。

オークション車両販売におきましては、既存の顧客数が増加しリース満了件数の増加に加え、最新モデルへの早期乗り換え需要を的確に捉えたことで、お客様がこれまでお乗りいただいていた車両の買取件数が大幅に増加いたしました。このように「最新車への乗り換え」に伴う買取対象件数が増加したことで、市場価値の高い良質な中古車在庫を自社で安定的に確保することが可能となり、オークション車両販売の売上拡大のみならず、後続のリース車両販売への好循環を生み出しております。

整備钣金部門の売上高は、844,327千円となりました。

車検・整備は新車供給の回復に伴う代替需要の活性化を背景に、既存保有客への予防整備の提案を強化し、付加価値の高いサービス提供による適正な価格転嫁を推進したことで、1台当たり利益は14%増と堅調に推移いたしました。

钣金は、作業工程の効率化と生産性の向上、最新機器の導入によるオペレーションの最適化を図ったことで、1台当たり利益は30%増と高い収益性を確保することができました。

なお、前事業年度は決算期変更に伴う5ヶ月間の変則決算であったため、前年同期との総額による単純な比較は記載しておりませんが、各事業における収益効率は実質的に大きく改善しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は9,258,615千円、営業利益は186,007千円、経常利益は150,573千円、当期純利益は92,016千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ198,066千円増加し、395,635千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は59,193千円（前事業年度は237,734千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益147,358千円を計上した一方で、棚卸資産の増加額137,809千円による資金の減少が生じたことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は276,993千円（前事業年度は25,610千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得により183,431千円を支出したほか、定期預金の預入によって66,400千円支出したことなど

によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は415,866千円（前事業年度は98,868千円の使用）となりました。これは主に、長期借入れによって631,000千円の収入があった一方で、長期借入金の返済により254,349千円の支出が生じたことなどによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社は自動車販売及びこれらの附帯業務がほとんどを占めていることから、単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称		当事業年度 (自2024年12月1日 至2025年11月30日)	前年同期比 (%)
カーリース部門	(千円)	8,414,288	—
整備钣金部門	(千円)	844,327	—
合計	(千円)	9,258,615	—

- (注) 1. 当社は2024年11月期より、決算期を6月30日から11月30日に変更しました。これに伴い、前事業年度は2024年7月1日から2024年11月30日までの5ヶ月決算となっておりますので、前年同期比の記載を省略しております。
2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自2024年7月1日 至2024年11月30日)		当事業年度 (自2024年12月1日 至2025年11月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
昭和リース株式会社	1,707,226	43.6	4,195,647	45.3
株式会社ユー・エス・エス	690,920	17.6	1,647,269	17.8
ジャックスリース株式会社	428,218	10.9	851,913	9.2

3【対処すべき課題】

(1) 会社の経営の基本方針

「サービスを通じて社員とお客様の幸せに挑戦する」を経営理念とし、自動車のリースから整備、車検、保険、钣金修理に至るアフターサービスまで、お客様の快適なカーライフを取り巻くサービスをワンストップで提供できる体制を実現しております。

(2) 対処すべき課題等

①経営管理体制の強化

当社は、企業規模拡大の基礎となる経営管理体制及びコーポレート・ガバナンスを強化し、事業運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切な情報開示やIR活動に取り組むことが、企業価値の向上につながるものと認識しております。

②人材確保と育成

経営資源の重要要素である人材については、社員教育や研修制度の充実、社内コミュニケーション活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、一人当たりの生産性向上を図るとともに、経営感覚を持つ人材の育成を強化します。また、事業の拡大に伴い、新規の採用活動についても積極的に取り組んでまいります。

③商品環境の変化への対応

消費者の嗜好の変化や燃料価格の急激な変動により消費者が買い替えを控える等、消費行動が大きく変化した場合には業績に影響が及ぶ可能性があることを認識しております。また、電気自動車（EV）の普及など、流通する商品自体が大きく変化した場合に向けて、当社のサービスも変化させていけるような体制を整えてまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 仕入先について

車載向け半導体大手のメーカーの生産部門（工場等）が相次いでアクシデント等に見舞われたことによる半導体不足及び、東南アジアの新型コロナウイルス感染症拡大による部品供給に支障が生じたことによる自動車生産の大きな落ち込みが、当社の在庫不足の要因となりました。このような経営環境の中、新規仕入先の開拓等の改善に取り組み、販売台数を伸ばすことができました。しかしながら、今後も同様の感染症拡大による影響も考えられ、複数の供給ルートが同時に停止し、顧客の需要に応じた販売ができない場合には、計画している売上高を達成できない等、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 新規出店について

当社は、多店舗展開による事業拡大を図っております。高い収益性が見込まれる一等立地や、当社のオペレーション効率を最大化させるために必要な店舗面積・設備条件を備えた物件の確保が困難となった場合、出店計画の遅延が生じる可能性があります。

また、出店を決定した物件においても、近隣の競合環境の変化や、客単価・来店頻度の想定と実際の乖離等により、当初の収益計画を下回る可能性があります。このような場合、投資回収期間の長期化や、店舗資産に係る減損損失の計上等により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保と育成について

当社は、個人の能力を最大限活かしながら、お客様の立場に立ったサービスを心掛けることを大事にしておりますが、そのためには優秀な人材を獲得し、継続的に教育していく必要があります。しかしながら、人材採用におい

て売り手市場が続き、人材獲得が計画どおりに進まなかった場合には、サービス力の低下や人件費が上昇する等当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 消費者の嗜好の変化について

当社が扱うカーリース事業は、消費者の消費嗜好や生活スタイルに大きな影響を受けます。当社では消費者のニーズに的確に対応できるよう普通車専門店を新規オープンさせる等専門性の高い店舗の運営を行っておりますが、燃料価格の高騰や電気自動車（EV）の普及等により消費者が嗜好する車種が変更した場合、あるいは生活スタイルの急速な変化により自動車そのものに対するニーズに低迷が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である荻谷大作は当社の創業者であり、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定において重要な役割を果たしております。当社はノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合には当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 個人情報について

当社は、営業活動上お客様の個人情報を保有しております。個人情報漏洩による企業経営・信用への影響を十分に認識し、各種規定の整備、社員への周知徹底等、個人情報の管理体制の整備を行っておりますが、万が一情報が漏洩した場合は、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜等により、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 法的規則等について

当社は、古物営業法に基づき、古物取扱業者として各都道府県の公安委員会より許可を受けて中古車両の販売及び買取を行っております。また、当社の店舗に併設された自動車整備工場は、道路運送車両法に基づき認証及び指定を受けております。このほか、自動車の登録・回送、使用済自動車の引取、保険の募集等の業務や、自動車に係る各種税金等についても、種々の法令や規則により規制を受けております。今後これらの法令・規則等の改廃や、新たな法的規制が設けられる場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害等について

当社は、愛知県を中心とした東海地方に店舗展開しており、当該エリアにおいて大雪や台風、地震（南海トラフ地震）等、天候・天災による被害が発生した場合、一部又は全ての店舗で営業活動を行えなくなる可能性があります。また、被害が一部の店舗に限定された場合でも、当該店舗の営業不可能な状態が長期に及んだ際には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 有利子負債への依存について

当社が今後拡大を進める中で、新規出店に際しては金融機関からの借入れを行う可能性があり、今後新規出店のタイミングによっては有利子負債の残高が増加する可能性があります。当社では借入れに際し、十分な協議及び検討を重ねて進めてまいります。今後借入れを進め、さらに金融政策の変更等により市中金利に変動が生じた場合には、支払利息の増加等により、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 税制改正について

当社が販売する軽自動車については、登録自動車（小型・普通乗用車）に比べて自動車税が軽減されていますが、今後の政府の政策により軽自動車に対する自動車税率の引上げが行われた場合、お客さまの軽自動車に対する購買意欲が低下する要因となり、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 特定の地域への高い依存度について

当社は、愛知県を中心として特定の地域にのみ出店が集中していることから、同地域の人口動態や景気動向や雇用の状況、当社の地域への同業他社の進出等が当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(12) J-Adviserとの契約について

当社は、2025年2月12日に名南M&A株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、名南M&A株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a. 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b. 規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a、jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲及び乙が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合 その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a. 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b. 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c. 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a. 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、

再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b. 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c. 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合 その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a. 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合

併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b. 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c. 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号・bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i非上場会社を完全子会社とする株式交換、iiの2非上場会社を子会社とする株式交付、iii会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv非上場会社からの事業の譲受け、v会社分割による他の者への事業の承継、vi他の者への事業の譲渡、vii非上場会社との業務上の提携、viii第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ixその他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a. 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b. 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合 又は委託しないこととなることとなった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合 その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行す

る買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において確定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d. TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e. TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f. 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事象が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

⑲ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【重要な契約等】

当社のコミットメントライン契約には財務制限条項があり、当社はこの財務制限条項に従っております。

主な財務制限条項は次のとおりであります。これらに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

契約形態	コミットメントライン契約
総借入限度額	500,000千円
契約締結日	2021年12月17日
契約期間	2021年12月17日～2026年3月17日

	以降1年間の期限ごとに更新。
担保	なし

なお、財務上の特約の内容につきましては、「第6【経理の状況】【財務諸表等】注記事項（貸借対照表関係）※4 財務制限条項」に記載しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

また、この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。

経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

この財務諸表の作成に用いた会計上の見積りのうち重要なものは、「第6【経理の状況】【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態に関する分析

第13期事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

資産、負債及び純資産の状況

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は2,070,071千円で、前事業年度末に比べ446,019千円増加しております。現金及び預金の増加288,147千円、商品の増加138,008千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は1,174,959千円で、前事業年度末に比べ145,662千円増加しております。建物の増加100,421千円、構築物の増加39,723千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は1,855,337千円で、前事業年度末に比べ152,572千円増加しております。短期借入金の増加58,500千円、1年内返済予定の長期借入金の増加40,149千円、未払法人税等の増加37,942千円、賞与引当金の増加14,450千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は1,297,780千円で、前事業年度末に比べ346,799千円増加しております。長期借入金の増加336,502千円がその主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は92,719千円で、前事業年度末に比べ92,016千円増加しております。これは当期純利益の計上92,016千円によるものであります。

(3) 当事業年度の経営成績の分析

当事業年度における売上高は9,258,615千円、営業利益は186,007千円、経常利益は150,573千円、当期純利益は92,016千円となりました。

主力部門であるカーリース部門においては、個人向け需要の拡大を背景にリース契約が増加し、安定的な収益基盤の確立に寄与しました。また、整備板金部門の钣金サービスにおいても、カーリース車両利用年数の長期化に伴い修理需要が堅調に推移しました。

一方で、新規出店や人件費の増加などコスト要因もあり、利益率の改善余地が残る状況となりました。

なお、当社は決算期を変更したため、前事業年度との単純な比較は記載しておりません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

今後の経営成績に影響を与える要因としては以下が挙げられます。

マクロ環境：物価上昇、金利動向、中古車市況の変化

競合環境：カーリース市場の拡大に伴う競合他社との価格競争激化

内部要因：新規出店に伴う先行コスト、販売人員の採用・育成に係る費用負担

規制・技術要因：EVシフトや環境規制への対応が事業モデルに与える影響

これらの要因に対し、当社はEV対応型リース商品の拡充、デジタル販売チャネルの強化、業務効率化によるコストコントロールを重点施策としております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度末における総資産は3,245,836千円、純資産は92,719千円となりました。財務基盤は一定程度の安定性を確保しておりますが、今後の事業拡大に伴う設備投資や人材投資に備え、資金調達手段の多様化を図る方針です。

キャッシュ・フローの状況については、営業活動によるキャッシュ・フローが59,193千円、投資活動によるキャッシュ・フローが△276,993千円、財務活動によるキャッシュ・フローが415,866千円であり、期末の現金及び現金同等物残高は395,635千円となりました。これにより短期的な資金流動性は十分に確保されております。今後も銀行借入等による外部資金の調達を適切に活用しつつ、安定的な資金繰りを維持してまいります。

(6) 運転資本

上場予定日(2026年5月13日)から12ヶ月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は217,260千円となっており、主として販売体制の拡充及びサービス品質向上を目的として実施いたしました。

これらの設備投資により、顧客利便性の向上及び収益基盤の拡充を図るとともに、将来的な成長に資する体制を強化しております。

その主な内容は以下のとおりであります。

- ① 豊田店の新規開設に伴う店舗設備投資 123,758千円
- ② 春日井店の新規開設に伴う店舗設備投資 31,396千円

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年11月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)						従業員数 (名)
		建物	構築物	機械及び装置	車両運搬具	工具、器具及び備品	合計	
本社 (愛知県名古屋市中区)	本社機能	12,533	29,814	947	228	3,090	46,613	29 (1)
東海地方 (15拠点)	店舗 整備工場	629,864	145,648	78,108	7,141	6,916	867,679	134 (32)

- (注) 1. 従業員数欄は、臨時雇用者数を外書しております。
2. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資計画は、経済環境の動向、業界の需給状況及び投資効率等を総合的に勘案し、取締役会での審議を経て策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
関西地方 (大阪府岸和田市)	店舗 整備工場	60,000	2,420	借入金	2025年10月	2026年2月	120台増加

- (注) 当事業年度末(2025年11月30日)現在において新設を計画しておりました「岸和田店」(大阪府岸和田市)については、2026年2月13日に新設工事が完了し、同年2月27日より営業を開始しております。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年4月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	200	1,000,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	3,000,000	200	1,000,000	非上場	—

- (注) 1. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月5日付で普通株式1株を5,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は999,800株増加し、1,000,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は3,999,000株増加し、4,000,000株となっております。
2. 2026年2月20日開催の定時株主総会決議に基づき定款変更を行い、同日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年2月5日	999,800	1,000,000	—	10,000	—	—

- (注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月5日付で普通株式1株を5,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は999,800株増加し、1,000,000株となっております。

(6)【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	1	2	—
所有株式数(単元)	—	—	—	5,000	—	—	5,000	10,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	50.00	—	—	50.00	100	—

- (注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月5日付で普通株式1株を5,000株に分割しております。また2026年2月20日開催の定時株主総会決議に基づき定款変更を行い、同日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7)【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載の通りです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未滿株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

- (注) 1. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月5日付で普通株式1株を5,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は999,800株増加し、1,000,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は3,999,000株増加し、4,000,000株となっております。
2. 2026年2月20日開催の株主総会決議に基づき定款変更を行い、同日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

余剰金の配当につきましては株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しておりますが、当面は内部留保を充実させ、事業拡大及び企業価値向上のための成長投資に充当する方針であり、当面は配当は行わない方針としております。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性5名女性1名（役員のうち女性の比率16.6%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	荻谷 大作	1983年12月1日生	2004年4月名古屋トヨペット㈱（現NTP名古屋トヨペット㈱）入社 2011年4月トータルサポートビック代表 2013年7月当社代表取締役社長（現任） 2024年12月㈱YSS取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	1,000,000 (注)4, 6
取締役	管理部長	井手 麻衣子	1983年6月29日生	2004年4月㈱シュウコーポレーション入社 2005年6月㈱ネクストジョイ入社（現㈱ITF） 2016年12月当社入社 2020年11月情報システム部部长 2021年4月取締役管理部部长 2023年8月管理部部长 2024年8月取締役管理部部长（現任）	(注) 1	(注) 3	—
取締役	営業部長	早崎 誠也	1993年12月29日生	2016年4月株式会社ネクステージ入社 2019年4月株式会社イノアック住環境入社 2021年3月当社入社 2024年9月当社執行役員経営戦略部部长 2025年11月 当社執行役員営業部部长（現任）	(注) 1	—	—
取締役	—	市川 昌広	1965年10月27日生	1988年4月㈱東海銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 2007年10月東海東京証券㈱入社 2019年1月公益財団法人ジャパンマテリアル国際奨学財団理事（現任） 2020年5月同社投資銀行カンパニー執行役員名古屋企業金融部長 2023年4月同社投資銀行カンパニー常務執行役員副カンパニー長 2023年10月同社投資銀行カンパニー常務執行役員共同カンパニー長 2025年4月当社社外取締役（現任） 2025年8月タッセイホールディングス㈱社外取締役（現任） 2025年9月KeePer技研㈱社外取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	—
常勤監査役	—	太田 賢一	1971年4月6日生	1992年4月名古屋トヨペット㈱（現NTP名古屋トヨペット㈱）入社 2019年10月当社入社 2021年4月監査役 2024年8月監査役（現任）	(注) 2	(注) 3	—
監査役	—	山田 美典	1961年9月9日生	1988年10月監査法人伊東会計事務所入所 2006年9月あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）代表社員 2012年7月公認会計士山田美典事務所所長（現任） 2012年12月税理士山田美典事務所所長（現任） 2013年7月日本公認会計士協会主任研究員 2015年6月㈱東海理化電機製作所監査役（現任） 2015年10月㈱プラス社外取締役（現任） 2016年6月トリニティ工業㈱監査役（現任） 2022年6月当社社外取締役 2022年9月当社社外取締役（退任） 2022年9月当社監査役（現任）	(注) 2	(注) 3	—
計							1,000,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2026年2月20日開催の定時株主総会終結の時から2027年2月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役任期は、2026年2月20日開催の定時株主総会終結の時から2030年2月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025年11月期における役員報酬の総額79,196千円（上表に記載していない当事業年度中に退任した取締役1名に対するものを含む）を支給しております。
4. 2026年1月20日開催の取締役会決議により、2026年2月5日付で普通株式1株を5,000株に分割しております。
5. 取締役 市川昌広は、社外取締役であります。

6. 代表取締役社長 荻谷大作の所有株数は、同氏の資産管理会社である㈱Y S Sが所有する株式数を含んでおります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、3ヶ月に1回、監査役協議会を開催するとともに、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視・監督し、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年11月期において監査を執行した公認会計士は岩村豊正氏、杉江明俊氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士14名その他4名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により業務を合理的に分担することで特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査体制は、管理部1名を主管担当者とし、各業務の監査を実施しております。なお、管理部の業務監査については、営業部1名が担当することで、相互に牽制する体制を構築しております。

各部の監査結果及び改善点については、これら計2名の内部監査担当者より、代表取締役社長に対して報告書及び改善要望書を直接提出する運用となっております。

⑤リスク・コンプライアンス管理体制の整備の状況

当社のリスク・コンプライアンス管理体制としては、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長を含む管理担当役員、監査役、社外役員（取締役）及び各組織の所属長、内部監査担当が参加し、各拠点でのクレーム・トラブル報告及び内部監査報告を実施しております。リスク・コンプライアンス委員会は月1回開催し、リスク管理の強化及び顧客サービス品質の向上に努めております。

⑥社外役員の状況

当社は社外取締役1名を選任しております。社外役員は経営に対する監視、監督機能を担っております。社外取締役市川昌広氏は、当社との間には人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的・中立的な視点から経営監視機能が十分に発揮されるように取引関係等を考慮した上で選任を行っております。

⑦役員報酬の内容

a. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	65,310	65,310	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	10,186	10,186	-	-	2
社外役員	3,700	3,700	-	-	1

(注) 上記の役員の員数及び基本報酬の総額には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

b. 発行者の役員ごとの報酬の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役によりそれぞれ決定しております。

期末現在の人員数は取締役3名、監査役2名であります。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

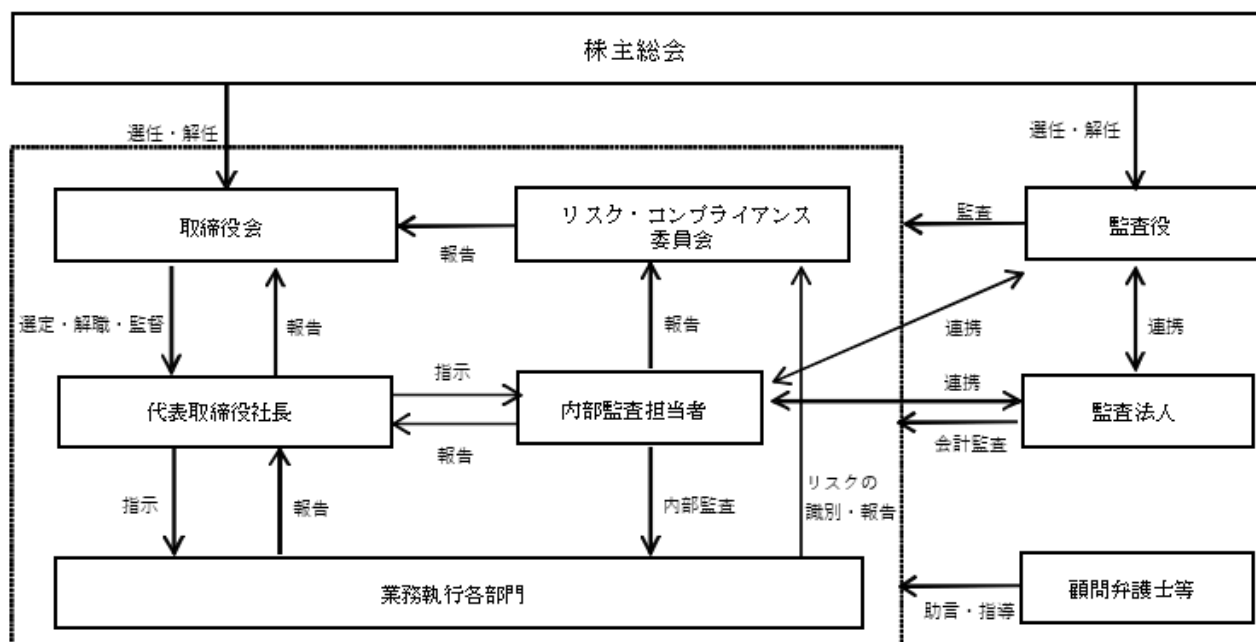
⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭株式の保有状況

該当事項はありません。

本書公表日現在における当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりであります。



(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	14,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬は、監査法人と当社との協議に基づき、監査業務に要する工数、業務の内容及び当社の規模等を総合的に勘案して決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2024年12月1日から2025年11月30日まで)の財務諸表について、監査法人コスモスによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 決算期変更について

当社は、2024年10月2日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度の末日を従来の毎年6月30日から毎年11月30日に変更いたしました。したがって、前事業年度は2024年7月1日から2024年11月30日までの5ヶ月間となっております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	197,569	※2 485,716
売掛金	985,070	973,009
商品	350,814	488,822
貯蔵品	1,659	1,461
前渡金	21,542	44,208
前払費用	46,958	50,772
その他	20,439	26,080
流動資産合計	1,624,052	2,070,071
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	541,977	642,398
構築物（純額）	135,739	175,462
機械及び装置（純額）	73,561	79,055
車両運搬具（純額）	2,908	7,369
工具、器具及び備品（純額）	8,438	10,006
建設仮勘定	—	2,420
有形固定資産合計	※1 762,625	※1 916,712
無形固定資産		
借地権	49,593	46,613
ソフトウェア	16,523	12,545
無形固定資産合計	66,116	59,158
投資その他の資産		
投資有価証券	700	580
長期前払費用	15,604	19,252
差入保証金	105,202	127,723
繰延税金資産	3,883	—
その他	※2 75,166	51,532
投資その他の資産合計	200,555	199,087
固定資産合計	1,029,297	1,174,959
繰延資産		
社債発行費	1,098	805
繰延資産合計	1,098	805
資産合計	2,654,448	3,245,836

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	221,050	237,615
短期借入金	※2、※4 1,000,000	※2、※4 1,058,500
1年内償還予定の社債	10,000	5,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 173,101	※2 213,250
未払金	140,421	163,165
未払費用	54,307	78,713
未払法人税等	5,346	43,288
前受金	3,343	3,938
賞与引当金	7,309	21,759
その他	87,883	30,107
流動負債合計	1,702,765	1,855,337
固定負債		
社債	105,000	100,000
長期借入金	※2 794,951	※2 1,131,453
繰延税金負債	—	1,441
資産除去債務	47,408	53,936
その他	3,621	10,950
固定負債合計	950,981	1,297,780
負債合計	2,653,746	3,153,117
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△ 9,297	82,719
利益剰余金合計	△ 9,297	82,719
株主資本合計	702	92,719
純資産合計	702	92,719
負債純資産合計	2,654,448	3,245,836

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
売上高	※1 3,915,621	※1 9,258,615
売上原価		
商品期首棚卸高	432,330	350,814
当期商品仕入高	2,757,995	6,587,115
合計	3,190,326	6,937,930
商品期末棚卸高	350,814	488,822
商品売上原価	2,839,511	6,449,107
売上総利益	1,076,110	2,809,507
販売費及び一般管理費	※2 1,089,699	※2 2,623,500
営業利益又は営業損失(△)	△ 13,589	186,007
営業外収益		
受取利息	14	467
受取配当金	—	1
補助金収入	—	3,694
その他	288	35
営業外収益合計	303	4,199
営業外費用		
支払利息	10,435	36,460
支払手数料	1,064	2,781
社債発行費償却	292	292
その他	1,071	98
営業外費用合計	12,864	39,632
経常利益又は経常損失(△)	△ 26,150	150,573
特別利益		
投資有価証券売却益	—	1,589
特別利益合計	—	1,589
特別損失		
投資有価証券評価損	—	2,805
会員権評価損	—	2,000
特別損失合計	—	4,805
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 26,150	147,358
法人税、住民税及び事業税	5,348	50,017
法人税等調整額	△ 3,883	5,324
法人税等合計	1,465	55,341
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 27,615	92,016

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年7月1日 至 2024年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	18,318	18,318	28,318	28,318
当期変動額					
当期純損失（△）	—	△ 27,615	△ 27,615	△ 27,615	△ 27,615
当期変動額合計	—	△ 27,615	△ 27,615	△ 27,615	△ 27,615
当期末残高	10,000	△ 9,297	△ 9,297	702	702

当事業年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	△ 9,297	△ 9,297	702	702
当期変動額					
当期純利益	—	92,016	92,016	92,016	92,016
当期変動額合計	—	92,016	92,016	92,016	92,016
当期末残高	10,000	82,719	82,719	92,719	92,719

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△ 26,150	147,358
減価償却費	104,871	71,497
受取利息及び受取配当金	△ 14	△ 469
支払利息	10,435	36,460
投資有価証券売却益	—	△ 1,589
投資有価証券評価損	—	2,805
会員権評価損	—	2,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	7,309	14,449
売上債権の増減額 (△は増加)	△ 89,256	12,061
棚卸資産の増減額 (△は増加)	87,077	△ 137,809
仕入債務の増減額 (△は減少)	△ 30,661	16,564
前渡金の増減額 (△は増加)	△ 9,736	△ 22,666
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△ 8,342	△ 31,985
未払金の増減額 (△は減少)	94,874	11,762
未払費用の増減額 (△は減少)	16,482	24,416
預り金の増減額 (△は減少)	17,187	△ 26,211
その他	76,315	△ 9,369
小計	250,393	109,273
利息及び配当金の受取額	14	389
利息の支払額	△ 11,810	△ 38,393
法人税等の支払額	△ 863	△ 12,075
営業活動によるキャッシュ・フロー	237,734	59,193
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△ 11,000	△ 66,400
有形固定資産の取得による支出	△ 13,710	△ 183,431
無形固定資産の取得による支出	△ 900	—
投資有価証券の取得による支出	—	△ 22,685
投資有価証券の売却による収入	—	21,589
差入保証金の差入による支出	—	△ 24,392
その他	—	△ 1,675
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 25,610	△ 276,993
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	58,500
長期借入れによる収入	—	631,000
長期借入金の返済による支出	△ 80,201	△ 254,349
社債の償還による支出	△ 13,250	△ 10,000
割賦債務の返済による支出	△ 5,417	△ 9,283
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 98,868	415,866
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	113,254	198,066
現金及び現金同等物の期首残高	84,314	197,569
現金及び現金同等物の期末残高	※ 197,569	※ 395,635

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物、構築物は定額法、機械及び装置、車両運搬具及び工具、器具及び備品は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年から39年
構築物	10年から20年
機械及び装置	8年から15年
車両運搬具	4年から6年
工具、器具及び備品	3年から15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) カーリース部門

①リース車両販売については、リース契約に基づき自動車を提供しており、当該自動車を顧客に引渡した時点をもって履行義務が充足されるものと判断し、収益を計上しております。

②オークション車両販売については、オークションでの落札時点で当該自動車に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されるものと判断し、収益を認識しております。

(2) 整備钣金部門

整備钣金売上については、サービスの提供完了時点をもって収益を計上しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
商品	350,814	488,822
棚卸資産評価損(売上原価)	—	440

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、商品を個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により評価しております。期末日において、正味売却価額と帳簿価額を比較し、正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合には、正味売却価額で評価しております。

正味売却価額の見積りは、期末日において入手可能な情報に基づき合理的と考えられる要因を考慮して算定しております。上記の見積りは経済状況及び市場環境の変化により、翌事業年度の財務諸表において、棚卸資産及び売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
有形固定資産	762,625	916,712
無形固定資産	66,116	59,158

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、店舗の固定資産に関する減損会計の適用にあたり、各店舗を独立したキャッシュ・フロー生成単位としております。

店舗固定資産の減損損失の認識・測定にあたっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗固定資産の帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しています。

減損損失の認識及び測定にあたり、その時点における合理的な情報等を基に将来キャッシュ・フローを見積っていますが、事業計画や経営環境の悪化等により、見積りの前提とした条件や仮定に変動が生じ回収可能価額が減少した場合、固定資産の減損処理が必要になり、翌事業年度の財務諸表において、固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年11月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

当社は、2024年10月2日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度の末日を従来の毎年6月30日から毎年11月30日に変更いたしました。したがって、前事業年度は2024年7月1日から2024年11月30日までの5ヶ月間となっております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	214,714 千円	277,887 千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
現金及び預金(定期預金)	— 千円	90,080 千円
投資その他の資産「その他」(定期預金)	50,000	—
計	50,000	90,080

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
短期借入金	500,000 千円	558,500 千円
1年内返済予定の長期借入金	53,412	72,416
長期借入金	214,526	283,661
計	767,938	914,577

※3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
当座貸越極度額の総額	900,000 千円	900,000 千円
借入実行残高	900,000	900,000
差引額	—	—

※4 財務制限条項

前事業年度（自 2024年7月1日 至 2024年11月30日）

当社のコミットメントライン契約には財務制限条項があり、当社はこの財務制限条項に従っております。主な財務制限条項は次のとおりであります。これらに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

コミットメントライン契約

（融資枠500,000千円、2024年11月30日残高 500,000千円）

- (a) 基本契約締結日以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額が0円を下回らないようにすること。
- (b) 基本契約締結日以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失としないようにすること。

当事業年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

当社のコミットメントライン契約には財務制限条項があり、当社はこの財務制限条項に従っております。主な財務制限条項は次のとおりであります。これらに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

コミットメントライン契約

（融資枠500,000千円、2025年11月30日残高 500,000千円）

- (a) 基本契約締結日以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額が0円を下回らないようにすること。
- (b) 基本契約締結日以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失としないようにすること。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年7月1日 至2024年11月30日)	当事業年度 (自2024年12月1日 至2025年11月30日)
給与手当	217,553 千円	633,413 千円
広告宣伝費	250,431	738,751
賞与引当金繰入額	7,309	21,759
退職給付費用	4,336	12,212
賃借料	195,292	281,480
減価償却費	104,871	71,497
おおよその割合		
販売費	25.3 %	31.2 %
一般管理費	74.7 %	68.8 %

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年7月1日 至 2024年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	200	—	—	200
合計	200	—	—	200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 2026年2月5日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	200	—	—	200
合計	200	—	—	200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 2026年2月5日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自2024年7月1日 至2024年11月30日)	当事業年度 (自2024年12月1日 至2025年11月30日)
現金及び預金勘定	197,569 千円	485,716 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	△ 90,080
現金及び現金同等物	197,569	395,635

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用しており、必要な資金を銀行等の金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引については、原則行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金については取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日です。

短期借入金、運転資金にかかる資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。これらは、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。また、変動金利による借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

取引先や個人顧客の信用リスクや金融商品に係るリスクを管理部門において管理し、必要に応じて取締役会に報告する体制を整えております。与信管理については、取引先ごとに信用調査を行い、期日管理を徹底しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、当社管理部門において適時に資金繰計画を作成、更新し、流動性リスクを管理するとともに、金融機関と当座貸越契約を締結することで、流動性リスクを低減しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債 (1年内償還予定を含む)	115,000	112,484	△ 2,515
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	968,052	951,073	△ 16,979
負債計	1,083,052	1,063,558	△ 19,494

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
非上場株式	700

当事業年度（2025年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債 (1年内償還予定を含む)	105,000	101,742	△ 3,257
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,344,703	1,317,319	△ 27,383
負債計	1,449,703	1,419,061	△ 30,641

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
非上場株式	580

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度 (2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	197,569	-	-	-
売掛金	985,070	-	-	-
合計	1,182,639	-	-	-

当事業年度 (2025年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	485,716	-	-	-
売掛金	973,009	-	-	-
合計	1,458,725	-	-	-

(注) 2. 社債、短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債 (1年内償還予定 を含む)	10,000	5,000	-	-	100,000	-
短期借入金	1,000,000	-	-	-	-	-
長期借入金 (1年内返 済予定を含む)	173,101	127,196	106,767	84,842	85,324	390,822
合計	1,183,101	132,196	106,767	84,842	185,324	390,822

当事業年度 (2025年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債 (1年内償還予定 を含む)	5,000	-	-	100,000	-	-
短期借入金	1,058,500	-	-	-	-	-
長期借入金 (1年内返 済予定を含む)	213,250	198,243	165,118	143,440	121,054	503,598
合計	1,276,750	198,243	165,118	243,440	121,054	503,598

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年11月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年11月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	-	112,484	-	112,484
長期借入金（1年内返済予定を含む）	-	951,073	-	951,073
負債計	-	1,063,558	-	1,063,558

当事業年度（2025年11月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	-	101,742	-	101,742
長期借入金（1年内返済予定を含む）	-	1,317,319	-	1,317,319
負債計	-	1,419,061	-	1,419,061

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自2024年7月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年12月1日 至 2025年11月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他	21,589	1,589	-
合計	21,589	1,589	-

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損2,805千円を計上しております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前事業年度4,336千円、当事業年度12,212千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,516 千円	7,488 千円
未払費用	4,485	1,417
未払事業税	554	4,613
資産除去債務	16,322	19,023
有形固定資産	7,165	9,887
無形固定資産	3,447	4,582
その他	10,913	3,227
繰延税金資産小計	45,406	50,240
評価性引当額	△ 28,033	△ 36,477
繰延税金資産合計	17,372	13,762
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△13,489	△15,203
繰延税金負債合計	△13,489	△15,203
繰延税金資産（負債）の純額	3,883	△ 1,441

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
法定実効税率	—%	34.43%
(調整)	—	—
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	3.61
法人税特別控除	—	△5.79
評価性引当額の増減	—	5.14
その他	—	0.17
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	37.56

(注) 前事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年12月1日以後に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を従来の34.43%から35.27%に変更し、計算しています。

なお、この法定実効税率の変更による影響は軽微です。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、賃借している店舗の賃貸借契約に基づき、契約終了時に原状回復義務を負っております。これらに係る費用について資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は、店舗の賃貸借契約の契約期間に応じて20年～30年と見積もり、割引率は0.43%～2.87%を使用して、資産除去債務を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自2024年7月1日 至2024年11月30日)	当事業年度 (自2024年12月1日 至2025年11月30日)
期首残高	— 千円	47,408 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	46,524	6,234
時の経過による調整額	884	292
期末残高	47,408	53,936

また、退去時における原状回復費用の見積額が敷金の額を超えない不動産賃貸借契約については、資産除去債務の負債計上に代えて、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、カーリース事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。なお、当社の顧客との契約から生じる収益は、すべて一時点で移転される財またはサービスであります。

	前事業年度 (自2024年7月1日 至2024年11月30日)	当事業年度 (自2024年12月1日 至2025年11月30日)
カーリース部門	3,613,729 千円	8,414,288 千円
整備钣金部門	288,575	814,834
顧客との契約から生じる収益	3,902,304	9,229,122
その他収益(注)	13,317	29,493
外部顧客への売上高	3,915,621	9,258,615

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づき、収益を認識しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「[注記事項](重要な会計方針)6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度 (自2024年7月1日 至2024年11月30日)	当事業年度 (自2024年12月1日 至2025年11月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	895,814 千円	985,070 千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	985,070	973,009
契約負債(期首残高)	2,961	3,343
契約負債(期末残高)	3,343	3,938

契約負債は、顧客との契約について、履行義務を充足する前に顧客から、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2024年7月1日 至 2024年11月30日)

当社は「カーリース事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

当社は「カーリース事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年7月1日 至 2024年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高 (千円)
昭和リース株式会社	1,707,226
株式会社ユー・エス・エス	690,920
ジャックスリース株式会社	428,218

当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高 (千円)
昭和リース株式会社	4,195,647
株式会社ユー・エス・エス	1,647,269

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主等 (個人の場合に限る。)

前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2024年11月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	荻谷大作	—	—	代表取締役社長	(被所有) 直接 50 間接 50	債務被保証	当社仕入債務の被保証 (注) 1	買掛金	115,414

(注) 1. 当社は仕入先から仕入債務について、代表取締役荻谷大作から債務保証を受けております。期末残高については、2024年11月30日末時点の買掛金を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	荻谷大作	—	—	代表取締役社長	(被所有) 直接50 間接50	債務被保証	当社仕入債務の被保証(注)1	買掛金	99,432

(注) 1. 当社は仕入先から仕入債務について、代表取締役荻谷大作から債務保証を受けております。期末残高については、2025年11月30日末時点の買掛金を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり純資産額	0.70 円	92.72 円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△ 27.62 円	92.02 円

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2026年2月5日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っておりますが、2024年11月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△ 27,615	92,016
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△ 27,615	92,016
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

2026年1月16日開催の取締役会決議に基づき、2026年2月5日付けで株式分割を行っております。また、2026年2月20日開催の株主総会決議に基づき、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めること、投資家層の拡充を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

①分割の方法

2026年2月4日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき5,000株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数 普通株式 999,800株

③株式分割後の発行済株式総数 普通株式 1,000,000株

④株式分割後の発行可能株式総数 普通株式 4,000,000株

⑤株式分割の効力発生日 2026年2月5日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前期の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により有価証券明細表の記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	652,614	138,085	—	790,699	148,301	35,287	642,398
構築物	172,592	48,635	—	221,228	45,765	11,319	175,462
機械及び装置	105,621	16,448	—	122,070	43,015	10,954	79,055
車両運搬具	18,641	7,639	—	26,280	18,910	3,178	7,369
工具、器具及び備品	27,868	4,031	—	31,900	21,894	2,463	10,006
建設仮勘定	—	2,420	—	2,420	—	—	2,420
有形固定資産計	977,340	217,260	—	1,194,600	277,887	63,203	916,712
無形固定資産							
借地権	59,607	—	—	59,607	12,993	2,980	46,613
ソフトウェア	19,889	—	—	19,889	7,343	3,977	12,545
無形固定資産計	79,496	—	—	79,496	20,337	6,958	59,158
長期前払費用	15,604	7,921	4,273	19,252	—	—	19,252
繰延資産							
社債発行費	1,976	—	—	1,976	1,171	292	805
繰延資産計	1,976	—	—	1,976	1,171	292	805

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	新規出店 店舗設備	豊田店	102,617千円
	新規出店 店舗設備	春日井店	20,083千円
構築物	新規出店 舗装工事ほか	豊田店	21,141千円
	新規出店 看板、サインほか	春日井店	11,313千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2021年3月25日	15,000	5,000 (5,000)	0.30	なし	2026年3月25日
第3回無担保社債	2022年3月14日	100,000	100,000	0.81	なし	2029年3月23日
合計	—	115,000	105,000 (5,000)	—	—	—

- (注) 1. () 内書きは1年以内の償還予定額であります。
2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
5,000	—	—	100,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,000,000	1,058,500	1.66	—
1年以内に返済予定の長期借入金	173,101	213,250	1.20	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	794,951	1,131,453	1.20	2026年～2035年
その他有利子負債				
1年内返済予定の割賦未払金	6,955	6,693	—	—
割賦未払金 (1年以内に返済予定のものを除く)	3,621	10,950	—	2026年～2030年
合計	1,978,630	2,420,846	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均率を記載しております。なお、割賦未払金については、支払利子込み法を採用しているため、平均利率の記載は行っておりません。
2. 長期借入金及び割賦未払金 (1年以内に返済予定のものを除く。) の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	198,243	165,118	143,440	121,054
割賦未払金	5,709	2,756	1,589	895

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	7,309	21,759	7,309	—	21,759

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	16,880
預金	
普通預金	378,755
定期預金	90,080
小計	468,835
合計	485,716

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
昭和リース株式会社	585,752
プレミア株式会社	99,187
東洋カーマックス株式会社	80,931
ジャックスリース株式会社	31,115
株式会社オリコオートリース	24,630
その他	151,391
合計	973,009

ハ. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
				$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ <u> </u> <u> </u> 365
(A)	(B)	(C)	(D)		
985,070	10,184,476	10,196,538	973,009	91.29%	35.1

ニ. 商品

品目	金額 (千円)
車両	465,703
部品	23,119
合計	488,822

ホ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
商品券、ギフトカード	860
郵便関係貯蔵品	601
合計	1,461

②流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
愛知ダイハツ株式会社	81,011
岐阜スズキ販売株式会社	22,305
株式会社クラフト	19,067
イスコジャパン株式会社	18,420
株式会社スズキ自販三重	14,571
その他	82,237
合計	237,615

ロ. 未払金

相手先	金額 (千円)
Google Inc.	46,152
Meta Platforms, Inc.	13,554
日本年金機構鶴舞年金事務所	8,577
株式会社中日総合サービス	8,545
株式会社第一プランニング	7,089
その他	79,244
合計	163,165

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	当社所定の金額
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	当社所定の金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://d-plus.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Market に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
荻谷大作（注）1	愛知県碧南市緑町	500,000	50.00
株式会社Y S S（注）2	愛知県碧南市緑町五丁目70番地	500,000	50.00
計	—	1,000,000	100.00

（注）1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2. 株式会社Y S Sは、当社代表取締役荻谷大作の資産管理会社です。

3. 当社は、2026年2月5日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。上記の所有株式数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

独立監査人の監査報告書

2026年4月8日

ディープラス株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

岩村豊正

業務執行社員 公認会計士

杉江明俊

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているディープラス株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディープラス株式会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年11月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の実務は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。